



親子で対策！ 子供のインターネットトラブル①

高度情報化社会と呼ばれる現代社会では、誰でもスマートフォンやタブレットPC・パソコンなどから気軽に簡単にインターネットへ接続できるようになりました。簡単に情報を取り込むことができ便利になった反面、インターネットを介した様々なトラブルも発生しています。特にゲームサイト(課金ゲーム・ゲームアプリ購入)などでクレジットカードを利用し、高額請求されるケースが増えています。

クレジットカード情報の保存に注意！



あつしなのよね

小学生の娘がパソコンでオンラインゲームに登録し、有料アイテムを購入していた。実際の年齢を入力すると登録できなかったが20歳以上の年齢を入力したら登録できたという。親がインターネットショッピングでクレジット決済が利用できるようにパソコンを設定していたので、その機能ボタンをクリックしたら有料アイテムが購入できた。

本人は裏技を見つけたと思い、実際のお金の請求になると全く思わなかったらしく、ゲーム内で使う洋服やアクセサリを購入した。現在、クレジット会社から高額な請求が届いている。

クレジットカードの仕組みを理解しないまま、子どもが決済の手続きを行ってしまった！

子どもが使用するパソコンにカード情報が記録されたままになっており、自由に決済ができる状態になっていました。これにより、事業者からクレジットカードの名義人である親の管理責任を問われることは少なくありません。クレジット決済は実際に現金を支払わないため、料金が発生しているという認識が希薄となり、それが高額請求へと繋がってしまいます。クレジットカードの取り扱いには注意しましょう。

消費生活センターの助言を受け母親がゲーム運営会社とクレジット会社に取り消しを求める書面を送付したところ、ゲーム運営会社から有料ゲームを使用したのが未成年であれば、取り消しに向け親と話し合いするとの回答がありました。

年齢を偽ってオンラインゲームをしたら・・・

小学生の息子が携帯ゲーム機で有料のオンラインゲームに、年齢を『20歳』と登録して遊んでいた。親は携帯ゲーム機でネットに接続できることも、購入したゲームソフト以外のオンラインゲームができることも知らなかった。息子は親がクレジットカードでネット決済をしていたのを過去に見て覚えていたらしく、軽い気持ちで親の財布からクレジットカードを持ち出し番号を入力したようだ。カード会社からの請求書で購入が発覚した。

もちろん、親の勉強不足・教育不足もあるが、請求を取り消しできないだろうか。



年齢などに詐術を用いた場合は未成年者でも保護されない事がある。

未成年者が親権者または後見人の同意を得ないで行った契約の申し込みは、原則として取り消すことができます。そのため、ゲーム運営会社がトラブルを事前に防ぐために、年齢の確認画面や利用金額の上限を設ける例が増えています。しかし、事例のように未成年者が成人と偽って申し込みをした場合、『未成年者が詐術による申込みを行った場合は取り消し出来ない』(民法第21条)として、交渉が難航することも少なくありません。

ゲーム会社とクレジット会社に未成年取消を主張しましたが、本人が年齢を20歳と偽って入力していること、事業者としては年齢確認をきちんと行い有料コンテンツであることを本人が確認した上で利益を提供していることを理由に、取り消し対応はできないとの回答でした。



親子で対策! 子供のインターネットトラブル②

他にも
あります…

こんな
相談事例

- ◎子どもが親のタブレットで、暗証番号を入力せずにゲームをダウンロードしていた。パスワードの設定はしていなかった。
- ◎息子が携帯型音楽プレーヤーに入っていたオンラインゲームで有料アイテムを購入していた。本人はゲームで貯めたポイントで購入していると勘違いしていた。
- ◎娘が親のスマートフォンで無料ゲームをしていた。課金時に親がパスワードを入力していたが、身に覚えのない高額な請求がきた。パスワード認証後、数分間はログインが有効なため、何度でも決済できていたようだ。

トラブルに巻き込まれないためのポイント!

- アプリのダウンロードについて、まずは保護者が確認し、子どもだけで実行するのはやめましょう。
- オンラインゲームにはお金がかかる場合があることを理解させ、いつもと違う画面に変わったら、子どもに操作させずに親も確認しましょう。(保護者は子どもが遊んでいるゲームが、無料なのか、有料なのか、有料ならば何が有料なのか、再確認する必要があります。)
- クレジットカードは「お金」であることを理解し、必ず保護者の承諾のもと決済しましょう。保護者にはクレジットカードの管理責任があります。子どもの無断利用に注意しましょう!子どもへクレジットカードの大切さを伝えることも必要です。



困った時には、消費生活センターに相談しましょう

未成年者契約の取り消しについて

未成年者(20歳未満の者)が契約を行う場合は、法定代理人(親権者等)の同意を得る必要があります。未成年者が法定代理人の同意を得ずに行った契約は、未成年者本人や法定代理人が取り消すことができます。契約が取り消されると、代金を支払う義務はなくなり、既に代金を支払っている場合は返金を請求できます。また、商品等を受け取っている場合は現状のまま返品し、使用料を支払う義務はありません。

ただし、未成年者が契約の相手に対し、自分が未成年者であると信じさせるために詐術を用いた場合には、その法律行為は取り消すことができません。詐術を用いた場合とは、単に年齢を偽る場合だけでなく、親の同意を得ていると偽った場合も該当しますが、どのような場合に詐術に当たるかは、具体的な事情によって異なります。